

## 拉致問題対策本部事務局の設置に関する規則

〔平成 21 年 10 月 27 日〕  
〔内閣総理大臣決定〕

(設置及び任務)

第 1 条 内閣官房に、拉致問題対策本部及び関係府省連絡会議に係る事務を処理するため、拉致問題対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(事務局長)

第 2 条 事務局に事務局長を置き、拉致問題担当大臣をもって充てる。

2 事務局長は、局務を掌理する。

(事務局長代理)

第 3 条 事務局に事務局長代理を置く。

2 事務局長代理は、事務局長を助け、事務局長の事務を代理する。

(審議官)

第 4 条 事務局に審議官を置く。

2 審議官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官)

第 5 条 事務局に参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、重要事項に係る局務に参画する。

(内部組織)

第 6 条 事務局に、次の 3 室を置く。

総務・拉致被害者等支援室

政策調整室

情報室

(総務・拉致被害者等支援室)

第 7 条 総務・拉致被害者等支援室においては、次に掲げる事務を行う。

(1) 拉致問題に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。

- (2) 北朝鮮による拉致被害者・家族に対する支援策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。
- (3) 拉致問題対策本部及び関係府省連絡会議の庶務に関すること。

(政策調整室)

第8条 政策調整室においては、次に掲げる事務を行う。

- (1) 拉致問題の重要事項に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
- (2) 拉致問題に関する理解の促進に関すること。

(情報室)

第9条 情報室においては、拉致問題に関する情報の収集及び分析に関する事務を行う。

(各室の組織)

第10条 第6条に掲げる各室に、室長、副室長、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、室の事務を掌理する。
- 3 副室長は、室長を助け、事務を整理する。
- 4 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 5 企画官は、命を受けて、専門的事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 6 室員は、非常勤とすることができる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年10月27日から実施する。
- 2 拉致問題のための事務体制に関する規則（平成18年9月29日内閣総理大臣決定）は、廃止する。